

# つくばみらい市立中学校・学生・子ども総合保険加入内容

## 自転車搭乗中等のみ補償特約セット 子ども総合保険の特長

### 1.

自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガを補償します。

自転車に乗っている間の偶然な事故によるケガが原因で死亡した場合、後遺障害が発生した場合に補償します。

### 2.

運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガを補償します。

運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガが原因で死亡した場合、後遺障害が発生した場合に補償します。

### 3.

日常生活中における”賠償事故”を補償します。

日常生活中の偶然な事故等により他人の身体の障害、他人の財物の損壊、電車の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合等に補償します。  
また、示談交渉サービスがついていますので、国内で発生した事故により法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に、示談交渉による負担が軽減されます。

(注)補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

証券番号 SA25100776

保険期間 令和5年4月1日午後4時より  
令和6年4月1日午後4時まで

補償内容		保険金額(ご契約金額)
傷害	死亡・後遺障害保険金額	5万円
賠償責任保険金額		1億円
【本人のみ】免責金額0円		

## 傷害補償(児童・生徒ご本人の事故)

生徒ご本人が自転車に乗っている間に転倒や衝突などによってケガをした場合や、歩行中に運行中の自転車と衝突・接触してケガをした場合に補償します(通学途中以外も補償の対象となります)。



●自転車に乗っているときに転んでケガをした。



●歩行中に自転車にはねられケガをした。

対象となる自転車:ペダルまたはハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車<sup>※1</sup>とその付属品(積載物を含みます)をいいます。

## 賠償責任補償<sup>※2</sup> 示談交渉サービス付<sup>※3</sup>

生徒ご本人が日常生活上の偶然な事故等により、他人の身体の傷害、他人の財物の損壊、電車の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。また、日本国内で発生した賠償事故に限り、示談交渉サービスが利用いただけます。



●自転車運転中、他人にぶつかってケガをさせてしまった。

(注)上記事例でも法律上の損害賠償責任が発生しない場合等、事故状況等により、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

(注)本人のみ補償特約(賠償責任条項)がセットされているため、被保険者(補償の対象となる方)は、児童・生徒ご本人のみとなりますが、ご本人が責任無能力者の場合、その方に発生した事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

(注)賠償責任条項の一部変更に関する特約がセットされます。



●買い物中、誤って商品を壊してしまった。

- ※1 レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車は含みません。
- ※2 補償内容が同様の保険契約(学生・子ども総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、条項の要否を判断のうえ、ご加入ください。  
(注)複数あるご契約のうち、これらの補償を1つのご契約のみでセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ※3 引受保険会社が、引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。次の場合は、引受保険会社による示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。
  - ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
  - ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
  - ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
  - ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

◇事故発生の場合は、下記で受付をいたしております。  
あいおいニッセイ同和損害あんしんサポートセンター:

**0120-985-024(無料)**

※受付時間【24時間365日】  
※IP電話からは0276-90-8852(有料) におかけください。  
※おかけ間違いにご注意ください。

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
茨城支店 つくば東支社  
住所: 茨城県つくば市研究学園6-69-1  
TEL: 050-3462-5519

(取扱代理店)

株式会社 グランドみらい  
住所: 茨城県つくばみらい市板橋2651-1  
TEL: 0297-44-5108 FAX: 0297-44-5109

●このチラシは「子ども総合保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご用意していますので、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。この保険はつくばみらい市を被保険者とし、つくばみらい市立中学校の生徒を加入者・被保険者(補償の対象とする方)とする「学生・子ども総合保険」の団体契約です。 B23-200080